

寒冷地手当支給規則の一部改正について

1 改正の理由

復興庁の設置に伴い、寒冷地手当支給対象官署として復興庁岩手復興局宮古支所及び釜石支所を指定するために、寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号。以下「規則」という。）別表について、所要の改正を行う必要がある。

2 改正の内容

復興庁が廃止されるまでの間（別に法律で定めるところにより平成33年3月31日までに廃止）、寒冷地手当支給規則別表に復興庁岩手復興局宮古支所及び釜石支所を加える読替規定を附則第3項として追加する。

※ 規則別表の官署の定めについては、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第3条第2項の規定により、人事院の勧告事項とされており、本件も別添の平成24年3月9日付けの人事院からの勧告に鑑み、処理するものである。

3 施行期日

平成24年4月1日

注 本件は行政手続法（平成5年法律第88号）第3条第2項第5号に該当することから、同法第6章（意見公募手続等）の規定が適用されないものである。